

# 平成30年度手賀沼流域協働調査事業 仕様書

## 1. 委託目的

手賀沼流域において、行政及び住民等が協働・連携して身近な地域の湧水や河川の実態を調査することにより、水環境の実状と問題点を把握し、環境情報の共有と意識の向上を図るとともに、広く流域住民及び事業者へ、水環境保全の取組を呼びかけるための基礎資料とすることを目的とする。

## 2. 委託期間

契約締結日から平成31年3月29日までとする。

## 3. 主な業務内容

### (1) 湧水調査

関係団体が実施する湧水状況及び水質検査（パックテスト）の調査結果をとりまとめる。（調査時期は、原則春季（6～7月）と冬季（12月～1月）の年2回）

また、簡易水質検査の結果を検証するため、同一試料の公定分析を実施する。

#### ア 湧水状況

現地調査における湧出量や調査地点周辺の土地利用状況を整理する。

#### イ 水質検査

パックテストによる水質検査結果を整理するとともに、試料の公定分析を行う。

（公定分析による水質の分析項目及び分析方法は別記のとおり）

#### ウ 調査地点数

15地点×2回（見込み数であり若干の増減がある）

### (2) 河川調査

関係団体が実施する河川状況及び水質検査（パックテスト）の調査結果をとりまとめる。（調査時期は、原則春季（6～7月）と冬季（12月～1月）の年2回）

#### ア 河川状況

現地調査における河川の護岸状況や植生状況を整理する。

#### イ 水質検査

パックテストによる水質検査結果を整理する。

#### ウ 調査地点数

3 4 地点×2 回（見込み数であり若干の増減がある）

#### （3）水生生物調査

（2）河川調査にあわせて実施する水生生物調査の結果をとりまとめる。

また、必要に応じて採取された水生生物の同定を行う。

（調査時期は、原則春季（6～7月）の年1回、調査地点数は8地点を予定）

### 4. その他の業務内容

#### （1）調査資材の送付・湧水試料の受取

受注者は、関係流域市の担当課へ、発注者が指定する期日までに、別記に示す数量の資材を送付すること。

また、関係団体が採取した湧水試料は、関係流域市の担当課から冷蔵可能な運搬方法により受け取り、できるだけ速やかに分析すること。

なお、資材・試料の受渡に係る費用はすべて受注者が負担すること。

#### （2）水生生物の同定

水生生物調査において種の同定が困難な生物がいた場合は、その生物を受け取り、種の同定を実施すること。

また、水生昆虫類に限り千葉県中央博物館に同定を依頼することができる。

なお、依頼に際しては、水生昆虫類を同定する館員と連絡調整の上行うこととし、中央博物館員の連絡先は、発注者から提供する。

#### （3）見本表、調査マニュアル及び野帳の作成

各種調査における調査資材の使用方法的理解及び調査結果の正確かつ統一的な野帳への記載を目的に、見本表、調査マニュアル及び野帳を作成すること。

#### （4）作業部会の運営補助等

冬季調査後に年1回開催する作業部会（本事業の計画及び結果報告等を行う関係団体で構成する会議）の運営を補助し、部会資料の作成（春季及び冬季調査の結果報告書の作成を含む）及び報告を行うこと。

#### （5）成果報告会に係る資料作成

手賀沼流域フォーラム等で本事業の調査結果を報告するための資料等（水環境マップ、配布資料500部）の作成を行うこと。

(6) 業務計画書の作成・打ち合わせ等

本事業の実施にあたり、業務計画書を作成し、提出すること。

また、業務開始前及び各報告書・資料作成前（作業部会前、成果報告会前、完了報告前等）に、それぞれ発注者と打ち合わせを行い、指示を仰ぐこと。

(7) 報告書等の作成

調査報告書12部、概要版20部をそれぞれ作成し提出すること。

また、湧水試料の水質分析については、計量証明書を1部提出すること。

なお、本事業において作成した資料、調査結果等は電子データも提出すること。

## 5. 補足

(1) 契約書及び本仕様書に基づき、本事業を誠実に実施すること。

また、疑義が生じた場合は発注者と速やかに協議し、その指示に従うこと。

(2) 本事業の実施に当たっては、関係法令等を遵守すること。

(3) 調査の実施方法及び報告書のとりまとめ方法については、作業部会での検討等により決定されるものであることに留意すること。

## 別記

### ○水質の分析項目と分析方法

| 項目     | 分析方法  |
|--------|---|
| 硝酸性窒素  | JIS K0102 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 に定める方法 |
| 亜硝酸性窒素 | JIS K0102 43.1 に定める方法                           |

### ○調査資材の送付・湧水試料の受取

- ・ 湧水試料の採取に必要な試料容器

→試料採取1地点につき1リットルのプラスチック容器1個（計30個予定）

- ・ パックテスト（※1袋あたり5個入り）

|        |          |      |
|--------|----------|------|
| パックテスト | COD      | 各40袋 |
|        | COD（低濃度） |      |
|        | 硝酸性窒素    |      |
|        | 亜硝酸性窒素   |      |
|        | pH       |      |
|        | アンモニア性窒素 | 30袋  |
|        | リン酸性リン   | 32袋  |

※関係流域市への送付数は受注者より別途指示する。

- ・ 関係流域市担当課から受注者への冷蔵送付のためのケース類

→発送用ソフトクーラーバック8個

（内訳）

柏市2個、我孫子市2個、流山市1個、鎌ヶ谷市1個、印西市1個、白井市1個

※過去の実績より柏市と我孫子市は2日に分けて別日で採水のため

- ・ 着払いによる送付のための送り状